令和８年 11 月 25 日招集

# 令和８年第８回琴浦町議会臨時会

## 【諸般の報告】

報告第 22 号　専決処分について[財産の取得について(町営バス車両)]

報告第 23 号　専決処分について[財産の取得について(防災行政無線操作卓ほか関連機器)]

報告第２２号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

１　財産の取得について

〔町営バス車両〕

令和 ８ 年１１月２５日　　提　出

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決する。

記

財産の取得について

〔町営バス車両〕

令和　８　年１１月１８日

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

令和８年６月１９日付で議決を得た、町営バス車両について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第１回変更契約後
取 得 財 産 名：町営バス車両
納 品 場 所：琴浦町大字徳万５９１番地２
納　 期　 限：令和９年３月１２日
購 入 金 額：１１，６７９，５９０円
契 約 の 方 法：指名競争入札
契　 約　 者：【住所】琴浦町大字徳万３６４番地
【氏名】永禮自動車販売　有限会社
取締役　永禮　通暁

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| ４　購入金額　<u>一金　11,679,590 円</u> | ４　購入金額　<u>一金　11,678,870円</u> |

備考　変更部分は下線の部分である。

【変更の主な理由】
１１月に自動車損害賠償責任保険料の改定が行われ、追加の費用が必要となったもの。

報告第２３号

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

１　財産の取得について

〔防災行政無線操作卓ほか関連機器〕

令和 ８ 年１１月２５日　　提　出

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決する。

記

財産の取得について

〔防災行政無線操作卓ほか関連機器〕

令和　８　年１１月１８日

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

令和８年３月２５日付で議決を得た、防災行政無線操作卓ほか関連機器について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第１回変更契約後
取 得 財 産 名：防災行政無線操作卓ほか関連機器
業 務 場 所：琴浦町大字徳万 591 番地 2、赤碕 1140 番地 1 外
納　 期　 限：令和９年２月２６日
購 入 金 額：９４，０４３，４００円
契 約 の 方 法：１者特命随意契約
契　 約　 者：【住所】島根県松江市平成町１８２番地１４
【氏名】山陰パナソニック株式会社
ビジネスソリューション部門
部門長　村上　茂樹

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| ４　購入金額　<u>一金　94,043,400 円</u> | ４　購入金額　<u>一金　93,115,000円</u> |

備考　変更部分は下線の部分である。

【変更の主な理由】
現在、ＪＡ鳥取中央琴浦サテライトセンターに設置している遠隔制御局は、改修前の操作卓と同時期に設置したもので、経年劣化により今後の修理対応が困難になるおそれがあるため、機器を地区遠隔装置に変更して更新することとしたため。
改修後の操作卓は、行政無線やＪアラートの情報を１回の操作で LINE 等のメディアへ同時通報できる機能を有しているが、町ホームページとの連携にあたっては、町ホームページの CMS をアップデートしたことから、追加の設定費用が必要となったため。